

ID: 345

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市ピヤシリスキー場条例 第16条第2項において読み替える場合の第14条		
例 規 番 号	平成18年条例第180号		
【根拠条文】 (利用料金の減免) 第14条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び名寄市ピヤシリスキー場条例施行規則第5条の規定による。 (利用料金の減免) 第5条 条例第14条の規定による利用料金の減免基準は、指定管理者が特に必要と認めた場合において、指定管理者が別に定める割合とする。 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、名寄市ピヤシリスキー場利用料金減免申請書（別記様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日